

構造改革特区

～地域特性を活かして魅力を創出～

提案は
どうやるの？



認定と
は？



特 区



評価っ
て何？



特区計画
はどう作るの？













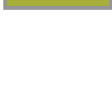











内閣官房 構造改革特区推進室
内閣府 構造改革特区担当室

目 次

I	構造改革特区制度とは	2
II	規制改革の提案募集について	5
III	特区計画の認定について	10
IV	特例措置の評価について	23
V	相談・質問など	25

裏表紙 問い合わせ先と年間スケジュール

表紙の写真説明

				① 「久留米カブトムシ特区」の幼虫無料配布の様子（福岡県久留米市）
				② 「日本のふるさと再生特区」のどぶろくのイメージ（岩手県遠野市）
				③ 「太田外国語教育特区」の授業風景（群馬県太田市）
				④ 「さつまいも地域資源再生特区」のさつまいもの収穫風景（鹿児島県西之表市）
				⑤ 「木更津港湾物流効率化特区」の特殊大型車両（千葉県木更津市）
				⑥ 「上勝町有償ボランティア輸送特区」の輸送風景（徳島県上勝町）

I 構造改革特区制度とは

構造改革特区制度の概要

実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。

構造改革特区制度は、こうした現在の実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することによって、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的とする制度です。

この目的を達成するために、構造改革特区推進室は、地方公共団体や民間企業はもとより、どなたからでも、ご要望、ご相談、ご提案を受け付け、新たな規制の特例措置の実現などの規制改革を目指しています。

また、既に規制の特例措置のメニューができているものについては、地方公共団体が特区計画を作成し、認定の申請をすることにより、計画に定めた区域内で、その特例措置を活用することができます。

各地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区制度をご活用ください。

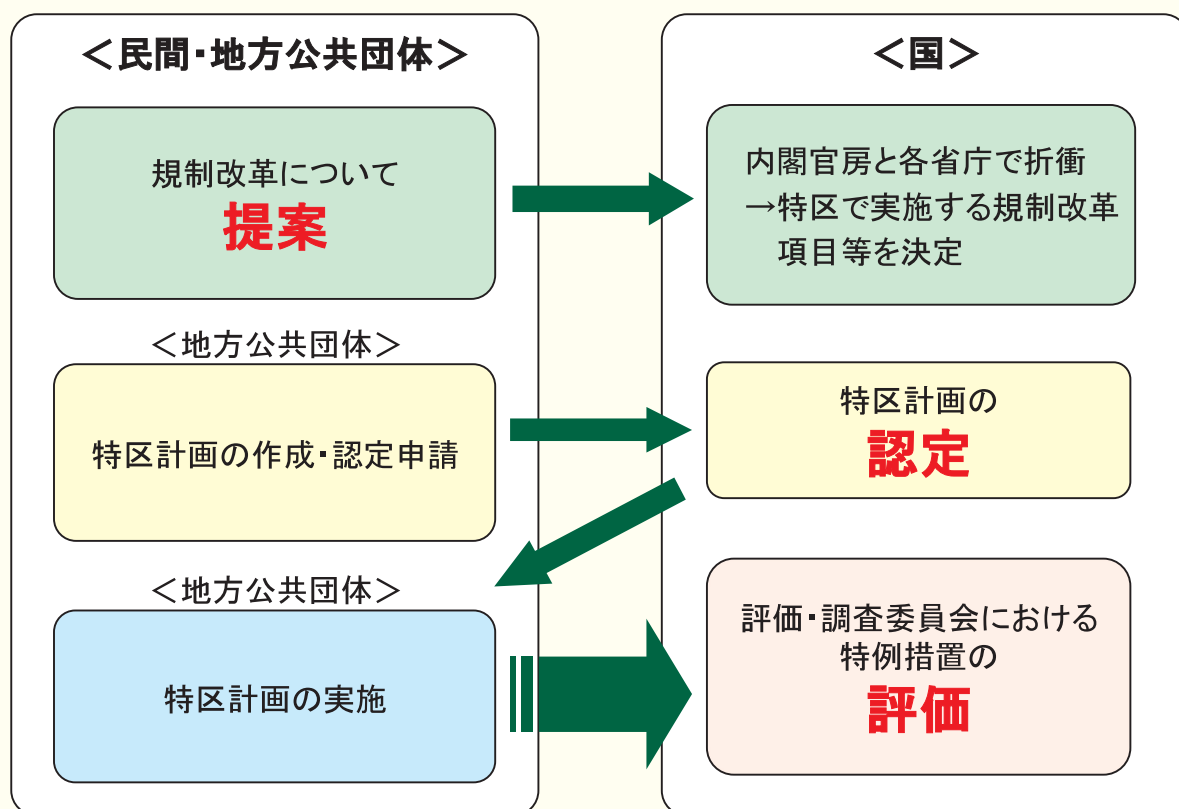
構造改革特区制度の目標

構造改革特区制度は、現在、次の2つのことを目標として推進しています。

- ① 構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- ② 地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげること。

構造改革特区制度の事務の流れ

構造改革特区制度には、①規制改革の提案、②特区計画の認定申請、③特例措置の評価の3つの段階があります。



規制改革の提案募集とは ～規制改革のメニューを作るためのアイデアを提案する～

規制の特例措置は、民間企業や地方公共団体をはじめ、皆様からのご提案に基づいて整備されます。そのため、内閣官房は、年に2回、既存の規制の特例措置のメニュー表にない新たな特例措置のアイデアを皆様から幅広く募集します。ご提案につきましては、内閣官房が関係省庁と調整を行い、規制の特例措置として実現した場合は、政府の構造改革特別区域推進本部のホームページ等で「構造改革特別区域基本方針(別表1)〈以下、メニュー表(別表1)〉」として公表します。(P26参照)

特区計画の認定とは ～特例措置を活用するには特区計画の認定が必要～

既存の規制の特例措置のメニュー表(別表1)の中から必要なものを活用する場合は、地方公共団体が特区計画を作成し、内閣総理大臣から認定を受ける必要があります。特区計画は、区域の範囲や活用する特例措置の内容など、所定の項目を盛り込んで作成してください。

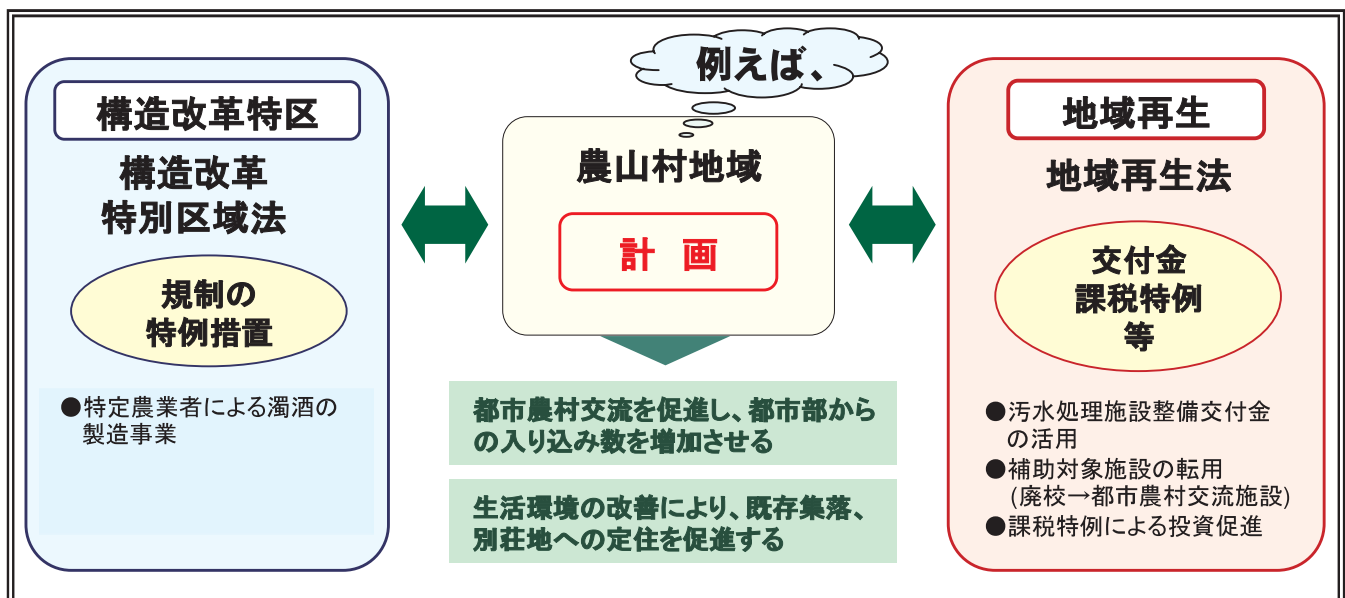
特区計画の認定申請は、年に3回、集中的に受け付けます。また、集中受付期間に先立ち、1ヶ月間の事前相談期間を設けておりますので、特区計画の作り方や手続きの流れなど、ご不明の点がある場合はご連絡下さい。なお、民間の方で規制の特例措置の利用をご希望の方は、まず地方公共団体にご相談ください。

特例措置の評価とは ～特例措置は評価を通じて全国的な規制改革へ～

メニュー表(別表1)に掲載されている規制の特例措置については、規制改革に伴う弊害が生じていないかなどの観点から、その実施状況について有識者からなる構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価を行います。その上で、特段の問題がないものは、原則として全国レベルの規制改革に拡大されます。これが、特例措置の全国展開と呼ばれるものです。

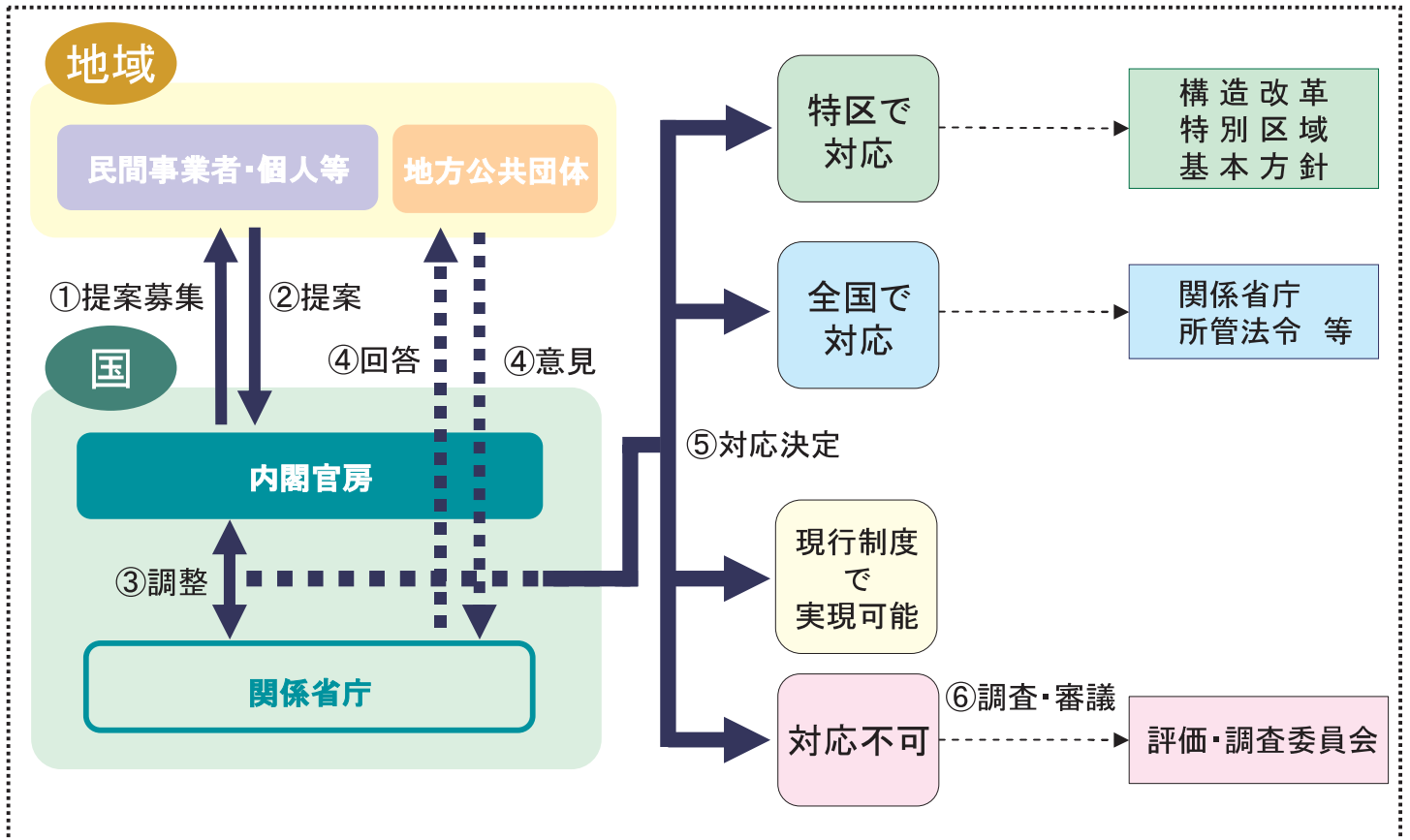
特区計画と地域再生計画の連携 ～車の両輪！！～

特区計画の推進にあたっては、地域再生制度に基づく支援措置を活用するなど、地域が必要とするその他の施策を併せて活用すると一層効果的です。地域再生と構造改革特区の両制度を「車の両輪」としてご活用ください。



Ⅱ 規制改革の提案募集について

新たな規制改革のアイデアを皆様から幅広く募集するものです。いただいたご提案につきましては、実現を目指し、内閣官房が関係省庁と調整を行います。



- ① 内閣官房が提案の募集を行います。
- ② 地方公共団体はもとより、民間事業者や個人の方など、どなたでも提案を提出いただけます。
- ③ いただいた提案の実現に向けて、内閣官房が関係省庁と調整を行います。
複数の規制が障害となっている場合には「プロジェクト型提案」として受け付け、関係省庁を一堂に集めた協議などにより、プロジェクト全体の実現を目指します。
- ④ 調整の際、関係省庁からの「回答」に対して、提案者は「意見」を提出する機会があります。
関係省庁と内閣官房との調整状況、提案者の「意見」は全てホームページ上で公開されます。
- ⑤ 調整の結果、政府において対応が決定されます。
- ⑥ 「対応不可」とされた提案の一部は、評価・調査委員会で実現に向けた検討が行われます。
必要に応じ、委員会の場で、関係省庁に提案者が直接意見を述べていただきます。

拡充・関連提案 通常の提案募集の時期と同時に募集します。

評価が予定されている
特例措置

- ・要件や手続きが過剰
- ・関連する別の規制が障害

拡充提案
関連提案

※拡充・関連提案については「Ⅳ 特例措置の評価について（P23）」もご参照ください。

※提案の募集時期、提出先等については裏表紙をご覧ください。

提案を実現するためのポイント

提案書記載の際には…

「ニーズ」「規制改革の内容」「効果」を具体的に記載すると効果的です

- 規制改革によりどのような事業が可能となるのか、逆に現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。
- どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけでなく、どのような規制に変えればいいのかなどを検討してください。
- 規制改革により期待される効果を記載してください。

記載例) 地域での観光振興のため〇〇を行うことを検討していますが、〇〇を行うのに必要な△△が現在の規制では認められていません。△△は〇〇を行うのに必要不可欠であり、地域の現状から考えて△△を認めることに特段の問題があるとは考えられません。〇〇を行うことによる観光振興により地域経済に◇◇億円の波及効果が見込まれ、都市部との交流拡大による地域の活性化も見込まれます。

記載例) 〇〇の製造免許を得るために必要な△△の最低製造見込み数量について、現在は年間◇◇kgとなっているが、これを年間××kgに変更してほしい。製造コストを賄うためには××kg程度の製造は最低限必要と考えられるため、この基準の方が合理的です。

※単に税や補助金の優遇を求める提案については、検討の対象外となります。

過去の議論を踏まえた提案をすると効果的です

- 過去に提案されたものと同じ提案を行う際には、これまで関係省庁から示された回答や懸念事項に対する具体的な解決方法等を示すと効果的です。

記載例) 第〇次提案で△△省からの回答に示された、規制を緩和した場合に考えられる◇◇の弊害については、当市において××を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

※過去の提案については、ホームページをご覧ください。(P26参照)

提案書提出後は…

関係省庁に対する「意見」を提出してください

内閣官房と関係省庁との間での調整の際、関係省庁から懸念事項などが示されます。これらに対して、具体的な解決方法などを「意見」として提出してください。

※「意見」を求める際には、内閣官房から提案者の方に連絡をいたします。また、提案に対する関係省庁からの回答については、ホームページで公開しています。(P26参照)

わからないことがあったら…

ご相談を受け付けています

事業活動を阻害している規制の特定、代替措置の検討、提案書の書き方、効果的な参考資料の活用方法など、お気軽にご相談ください。みなさまのお悩みにお答えします。

※キャラバン、事前相談、特区エキスパート等もご利用ください。(P25、P26参照)

事例紹介

特区の例

特定農業者による濁酒の製造事業 [遠野市他]

○事業概要 : 農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、最低製造数量基準を適用しないこととする。

「遠野市は、『どぶろく』だけで地域振興をしようとしている訳ではありません。」市担当職員の言葉が胸に響いた。

構造改革特区と聞いて「どぶろく特区」を真っ先にイメージされる方は、意外と多いのではないかと。岩手県遠野市は、構造改革特区制度を活用し、早くからこの「どぶろく特区」に取り組んできた。最近、遠野を訪れたことがある方なら、既にご承知のことと思うが、確かに「どぶろく」だけでまちづくりを行っている地域ではない。どこかなつかしい感じがする農村景観や、河童や天狗、雪女などの昔話などが、遠野では大切に継承されている。そこに、いわゆる一つの食文化として、「どぶろく」という味付けが加わった。



実は、「どぶろく特区」の提案は、一度失敗している。この遠野市の特区提案に対して、「対応不可」として判別されたことがある。それにもめげずに、遠野市は「どぶろく特区」の再提案を試みた。提案内容も、工夫した。一回目の提案書は、「酒税法の適用除外を求める。」といった漠然とした内容であったが、二回目の提案では、「最低製造数量の緩和」を求めたように、的を絞った提案書を作成した。一度の失敗だけであきらめずに、頑張って再チャレンジした成果である。

例えば「どぶろく」という古くて新しい遠野の地域資源に着目して考えてみる。「どぶろく」自体は、遠野の農家や民宿などで、手造りで仕込まれる酒である。しかし、少し見方を変えてみると、「どぶろく」は、都市部をはじめ市外からの旅行者を招き入れる要素でもあると捉えることができる。遠野路を旅する旅行者が、ふるさと感じる象徴が「どぶろく」だったのかもしれない。要は、人と人とのつながりをつくる上で、この「どぶろく」がとても重要な役割を果たしているとも言える。



こうした、人と人とのつながりは、ある日突然、ある種の化学反応を引き起こすことが、たまにある。交流が拡大することに伴って、遠野に対する視線も次第に増加していく。その多様な視線は、地元で暮らす市民がまだ気付いていない遠野の資源を活かした新しいアイデアを生み出す可能性も含んでいる。遠野のような小さな地域が、全国から注目を集めているのは、身の丈の構造改革に取り組んだからであろう。ちなみに、遠野市の特区名称は「日本のふるさと再生特区」である。その名称に、遠野市の構造改革に取り組んだ人たちの本当の思いが込められている。

特区の例

特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業 【大分コンビナート立地企業連絡協議会】

○事業概要：人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物（廃酸など）の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。

「コンビナートに立地している一民間企業が、自社のためだけの規制緩和を求めるのではなく、構成企業が一体となってコンビナート全体の活性化や国際競争力の向上を図ることが、ひいては大分県産業の振興と経済力・地域力の向上に繋がるとの使命感の統一が図られた。」と、関係者は企業と県との連携組織を作ったことに大きな意義があったと認識を共にしている。

大分コンビナート立地企業連絡協議会は、コンビナート地区進出企業9社と大分県とで平成16年12月に設立された。連絡協議会は、各企業にアンケート調査等を実施し、その結果、規制緩和への取組要望が強かったことから、「規制緩和・特区分科会」を設置した。特区提案にあたっては、構成企業から広くアイデアを募るとともに、この分科会内に3つのワーキンググループ（消防保安、港湾、企業立地等）を設け、様々な関係機関に対して各種規制の有無や問題点の所在等を訪問や会議への招聘によりつづさに照会しながら検討を進めていった。



「とりわけ幹事企業の担当者の積極的な取組が、特区提案の一番の成功要因である。」と、関係者はその功績を称えている。幹事企業の担当者（当時）は、「すぐに会社のメリットにつながるかどうか判らない中で、各企業の様々な部署の人々に、色々と規制で困っていることを提出してもらうことに苦労した。」と当時を振り返る。また、「どう結果（規制緩和の提案）につながるかわからない中で、中心となって取りまとめる企業や行政の方々の意欲と粘り強さが重要である。」と力説する。



多くの特区地域がそうであるように、まずは、身近に困っていること探しから始まり、それを提案として形にとりまとめ、さらには試行錯誤しながら、文字通り粘り強く取り組んでいった結果、特区として実現できたものである。ちなみに同協議会は第8次提案募集時に14件の提案を提出しており、“特区で対応”となったのは1件、“全国で措置”となったのは2件、“現行制度で対応可能”となったのは5件であった。

実は、大分臨海コンビナート特区も提案してからもスムーズに実現できたわけではなく、関係省庁の回答では「人の健康保持又は生活環境の保全上支障がないことを提案者が明らかにした後に検討する。」との条件が課せられた。

この難題についても、企業側と県がお互いに補完・協力し合うことにより乗り越えていったのである。大分臨海コンビナート活性化特区は、大分県とコンビナート地区進出企業各社との協働によって実現した特区であるといえる。

全国措置の例

学校の天井の高さの規制緩和

[埼玉県草加市]

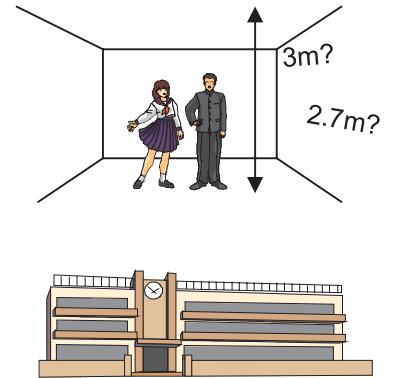
建築基準法令では小中学校等の天井の高さは「3m以上」とされていたが、草加市では、これを「2.7m」とできないか、という特区提案を行った。

学校の建て替えの際、周辺住宅の日照確保や費用の点からは、低い天井の方が望ましかったためである。

当初、関係省庁は成長過程にある児童生徒に健康的な環境を確保する必要がありとして慎重な回答をしていた。

しかし、2.7mを採用している海外の規制の事例が市から紹介されたことを受け、関係省庁は専門家による調査・検討を行い、その結果を踏まえ最終的に全国対応の規制緩和が措置された。

提案者からの積極的な情報提供により、規制改革が成功した事例の一つである。



現行制度下においても実現可能であることが明確になった例

無人カーシェアリング事業所の車庫証明

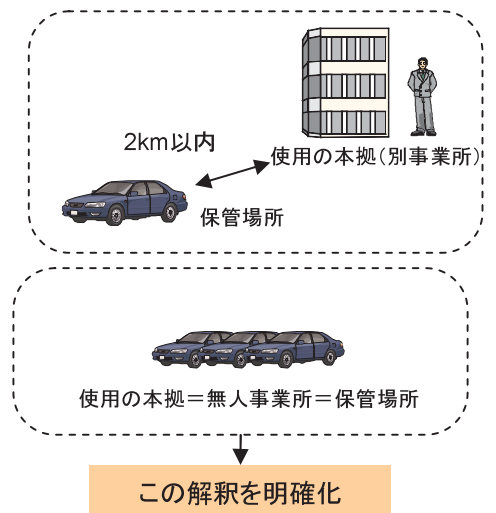
[民間企業]

自動車の「保管場所(車庫)」は「使用の本拠」から2km以内に設ける必要がある。

カーシェアリング事業の場合、「使用の本拠」として無人の事業所が認められる場合(右下図)と、別の事業所とされる場合(右上図)が混在していた。

保管場所とは別に使用の本拠が必要な場合、事業者の負担が増え、そのため、ある事業者が特区の提案を行った。

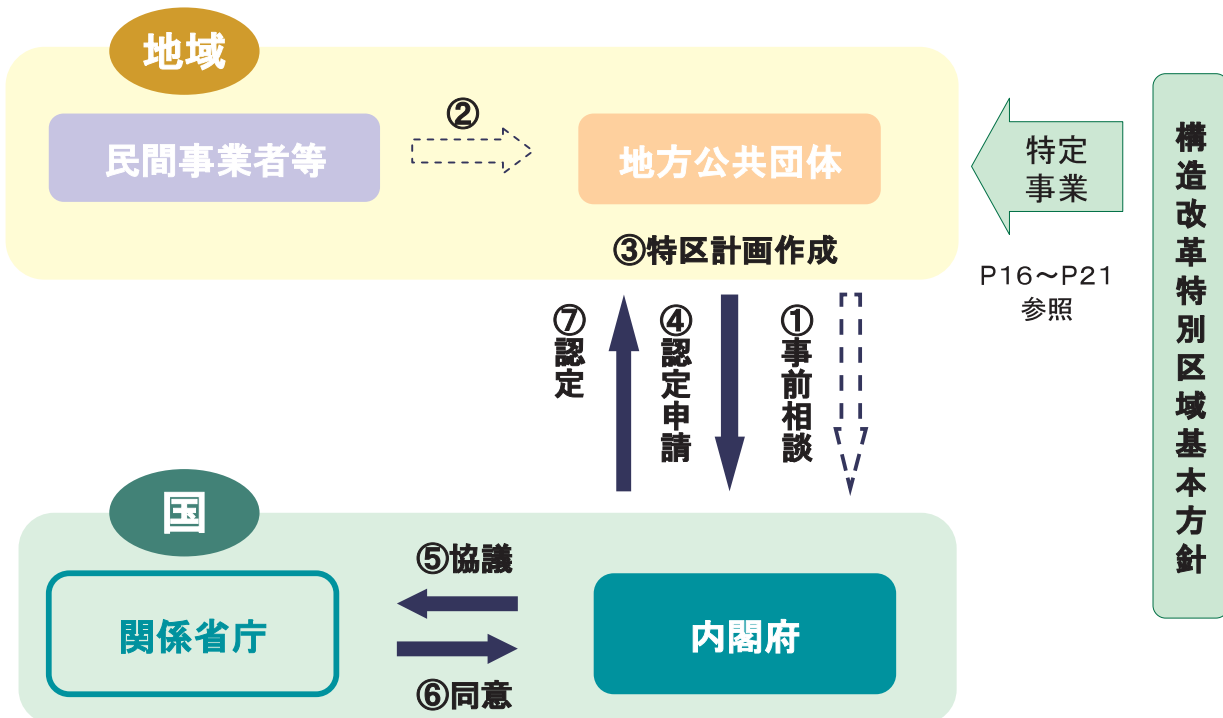
関係省庁は提案への回答の中で、無人事業所も使用の本拠となり得ることを明確に示した。その結果、無人カーシェアリング事業と車庫証明の取扱が、提案制度を通じて全国的に周知され、事業展開に寄与することとなった。



581の規制改革を実現(特区として対応:211、全国的に対応:370)しました。
また、現行制度で実現可能であることが明確化されたケースは1,963になりました。
(平成19年7月末日現在)

Ⅲ 特区計画の認定について

地方公共団体が、特区計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、構造改革特別区域基本方針にメニュー化された規制の特例措置の適用を受ける特定事業を実施することができるようになります。



- ①～④ 地方公共団体は、地域の実情に応じて実施する特例措置を盛り込んだ特区計画を作成・申請することができます。民間事業者等が実施したい特定事業がある場合は、地方公共団体に特区計画の作成を申し入れることができます。
- ⑤・⑥ 認定申請された特区計画は、必要事項の記載や認定基準の適合状況について判断されます。
- ⑦ 内閣総理大臣の認定と同時に、特定事業の実施が可能となります。

特区計画と地域再生計画との連携

○ 地方公共団体が、同一区域内において、特区の特例措置と地域再生の支援措置を活用する場合には、両措置を併記した計画を作成し、認定申請をすることができます。

計画実施時の行政機関の配慮

○ 事業実施に必要な許認可等の運用に当たって、関係行政機関の長に対して配慮を求めています。

提案者特区への重点的な支援

○ 提案者が関係する特区計画について、相談の充実、助言や積極的なPRを行います。

※認定申請の手続き等については、ホームページをご覧ください。(P26参照)

特区計画の認定状況【第14回認定まで(平成19年7月末日現在)】

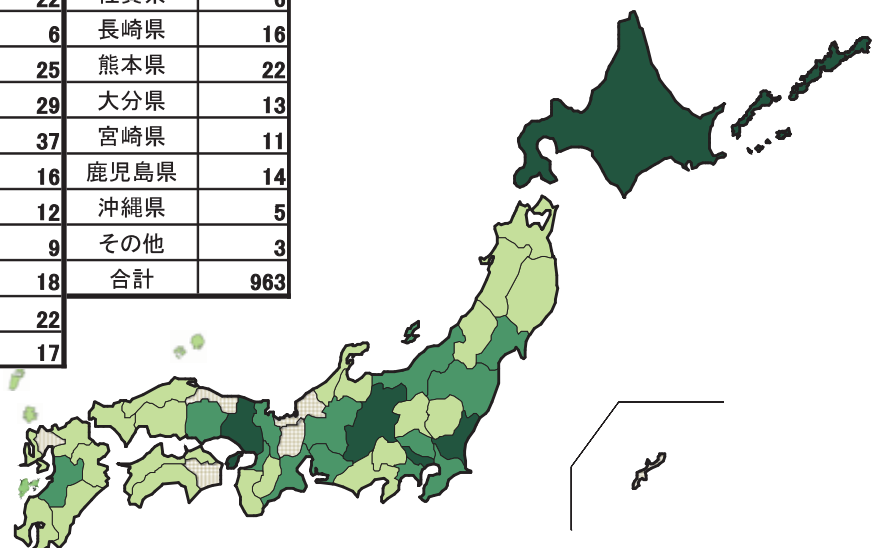
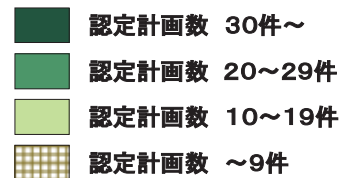
963の特区が誕生しました。

主な分野別

教育分野	(例) ●特区研究開発学校の設置 (教育課程の弾力化)を認める特区 99件
農林水産業分野	(例) ●「どぶろく」の製造免許の要件緩和を認める特区 77件 ●農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への 参入を認める特区(全国展開済) 71件
幼保・医療福祉分野	(例) ●高齢者のための介護施設で障害者等の デイサービスを認める特区(全国展開済) 26件 ●NPOボランティア輸送によるセダン車の使用を 認める特区(全国展開済) 153件
環境分野	(例) ●レンタカー型カーシェアリングについて無人の 貸渡しシステムを実施できる特区(全国展開済) 6件
産業振興・ まちづくり分野	(例) ●特定刑事施設における収容及び処遇に関する 事務の委託が可能となる特区 4件 ●自動車の回送運行時における仮ナンバー表示を 柔軟化する特区(全国展開済) 5件

都道府県別

都道府県名	累積件数	都道府県名	累積件数	都道府県名	累積件数
北海道	104	福井県	9	山口県	14
青森県	14	山梨県	15	徳島県	6
岩手県	13	長野県	66	香川県	11
宮城県	24	岐阜県	28	愛媛県	15
秋田県	10	静岡県	17	高知県	10
山形県	18	愛知県	23	福岡県	17
福島県	20	三重県	22	佐賀県	6
茨城県	34	滋賀県	6	長崎県	16
栃木県	14	京都府	25	熊本県	22
群馬県	14	大阪府	29	大分県	13
埼玉県	21	兵庫県	37	宮崎県	11
千葉県	26	奈良県	16	鹿児島県	14
東京都	42	和歌山県	12	沖縄県	5
神奈川県	29	鳥取県	9	その他	3
新潟県	23	島根県	18	合計	963
富山県	11	岡山県	22		
石川県	12	広島県	17		



注1: その他は、複数の都道府県にまたがるもの
注2: 特区の全国化に伴い、現在の特区数は400

※過去に認定された特区計画については、ホームページでもご覧いただけます。(P26参照)

事例紹介

小中一貫特区 [東京都品川区:第2回認定]

- 特区の概要：小中一貫教育に対応したカリキュラムを編成し、既存の「道徳」の科目を発展させた「市民科」を科目として設定している。
- 活用している特定事業：構造改革特別区域研究開発学校設置事業(教育課程の弾力化)

「特区の認定を受けるにあたって最も大事なこと、それは当たり前のことを当たり前を考えることだ。」品川区の小中一貫教育担当職員のこの言葉が最も印象に残った。

昨今の地方公共団体を取り巻く環境を考えると、地方公共団体は、まさに「生き残り」をかけてそれぞれ特色ある政策を打ち出し、他の自治体との差別化を図って行かなければならない状況にある。そのために、構造改革特区の認定を受け、独自の取り組みを行うことは有効な手段の一つであると言える。品川区でも特区の制度を有効に活用しており、「市民科」の取組は全国的にも有名になっている。この取組を実施するにあたって、気を付けたことが、前段に記載した「当たり前のことを当たり前を考えること」だという。



「特区」という言葉からは、「他とは違う」、「特別な」という印象を受ける。この言葉にとらわれ、特区計画を作成するにあたって、個性を出そうとするばかりに難しく考えすぎてしまうことがあるのではないかと前出の担当職員は言う。品川区の「市民科」の取組についても、従来の道徳や特別活動のやり方では実効性が弱いという現場の自然な思いがくみ上げられ、特区の認定を受けて実現した。

もともと品川区では、特区の認定申請以前から学校選択制や小中一貫教育などのような教育改革に区を挙げて取り組んできた。特区制度によって実現した「市民科」の取組についても、その位置付けはあくまで教育改革の一環である。つまり、教育改革を進めるための「道具」として特区制度を活用したに過ぎない。ここにも、品川区の特区計画が順調に進んでいる理由があるのではないだろうか。

品川区の担当職員は、「特区の認定を受けるために事業を作るのでは長続きしないと思う。」と語る。特区を使うには、まず「やりたいこと」が必要だというのだ。品川区の教育改革プランが、まさに「やりたいこと」であったのだろう。品川区では、結果として十分な時間をかけて特区計画を作成したが、「短時間でも、基本的な部分がしっかりしていれば何とかなる。」とも担当職員は言った。



「ソフト面の整備が大変だった。」「取組に否定的な教員も当初はいた。」など、実際に計画を進める上で大変なことはやはりあったようだ。しかし、「特区」を意識しすぎないこと、これがまず重要なのではないだろうか。

富山型福祉サービス推進特区 [富山県、富山市、高岡市、立山町:第11回認定]

- 特区の概要： 障害者が身近にサービスを受けられるようになり、家族の負担が軽減、事業所の経営が安定、福祉ビジネスが創出されている。
- 活用している特定事業： 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業



富山県では、「指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認」(全国展開済み)を活用し、「富山型デイサービス推進特区」として、高齢者、身体障害者、知的障害者及び障害児が、区別なく一緒に身近な地域で福祉サービスを受けることができるよう、取り組んできた。

「富山型福祉サービス推進特区」は、障害児(者)への福祉サービスに指定小規模多機能型居宅介護事業所を使用する特例措置「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」を活用するものであるが、この特例措置は、富山県が自ら提案を行い、実現したものである。これは、富山県が「障害者の地域での自立」に一貫して取り組んできたことの表れであると言える。

ところが、この特区計画の認定申請にあたっては、重大な問題に突き当たった。宿泊サービスの利用が、「特例措置の範囲に含まれるか微妙」であった。特区提案の際に、「指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認」を活用している指定通所介護事業所が、指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行した場合でも障害児(者)を受け入れることができるようにという内容での提案を行ったことから、特例措置の対象となるサービスが「通いサービス」に限定されていたのである。「宿泊サービスこそが、小規模多機能型居宅介護事業所で行うサービスの要。だからこそ、宿泊サービスは、なんとしても、特例措置の範囲に含めたかった。」と、富山県の担当者は振り返る。

そこで、「自分たちが想定している内容のすべてについて実現を図り、障害者の地域での自立を促進したい」という強い思いから、本規制の特例措置の所管省庁である厚生労働省にも、富山県自ら説明を行った。

また、厚生労働省も、当初の構想の実現に向け協力的に検討を行い、宿泊サービスの利用についても特例措置の内容に含まれるよう措置を行った。その結果、当初の構想通りの特区計画の認定にこぎつけた。その一因として、富山県は、本特例措置の提案者でもあったため、本特例措置の提案の趣旨から特区計画の内容についてまで、一貫した説明が可能であったことがあげられる。

このように、特区計画の認定を受けるまでは重大な問題に突き当たることもある。しかし、問題に突き当たるたびに、「障害者の地域での自立を促進したい」という強い思いがあったからこそ、計画の認定にこぎつけることができたのである。この「強い思い」こそが、地域の活性化の原動力と言えよう。



岐阜市 人と地球にやさしい公共交通利用促進特区 [岐阜県岐阜市: 第7回認定]

- 特区の概要： 地域参加型の協議会を設立し、公共交通の利用促進を図る計画を策定し、交通渋滞の緩和や円滑な交通規制が実施されている。
- 活用している特定事業： 公共交通利用促進事業

「やっぱり、最初に応えるべき責任感とプライドがあったんですかね。」当時の担当者はこう語る。

94年もの長い間、岐阜市民の足として親しまれてきた路面電車の廃止をきっかけに、「公共交通機関等を利用した魅力あるまちづくりが必要である」との「地域の生の声」が市に寄せられ、「構造改革特区を活用することが実現への近道である」として特区提案を提出することとなり、その時の思いとしてあったのが「責任感とプライド」だと言う。



この提案が「公共交通利用促進事業」という特例措置として活用できることとなり、これまで困難であった「官民一体となった協議会」で公共交通機関等を中心としたまちづくりに対する議論をすることが可能となった。

「いろいろな気苦労もありましたよ」と担当者は言う。協議会を構成するに当たって、地元警察署、岐阜県、市議会議員、地元商店街等に対する事前報告や意見聴取など、円滑な連携がとれるよう、調整を図ることに費やした労力など。「そのような気苦労の甲斐もあってか、得たものは非常に大きい」と担当者は語る。また、「特区を活用することで、官と民とが共通の目的意識を持ち活動をするという「パートナーシップ」が構築されたことは、とても素晴らしいことであると実感するとともに、市民やNPO、各種団体等が自らの手でまちの賑わいや活性化を取り戻す、あるいは、まちを美しくするという意識が芽生えてきたことも今後のまちづくりを進める上で非常にプラスになった。」とも言う。



こうした取組は即、地域経済の活性化に繋がらないまでも、直接・間接的に繋がっていくものであり、特区はこうした取組の「きっかけづくり」になるのではなかろうか。

木更津港湾物流効率化特区 [千葉県、木更津市: 第10回認定]

- 特区の概要： 特殊な大型車両が港湾道路(公道)を走行できるようになり、物流の効率化が促進されている。
- 活用している特定事業： 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業

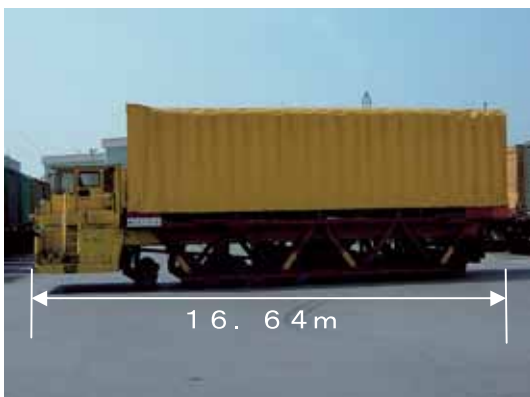
一見、当たり前のようなことが、いざ実現するとなると難しい。知恵も要る、困難もある。特区で実現したことは普通に考えられた事であり、特別な事ではない。地域のニーズを聞き、考えられる事を実現する。始めに特区ありきではなく、結果的にその架け橋が特区であった。関係者の話を聞いている中、そこに特区の一つのヒントが隠されているように感じた。



輸出量の増加により、自社埠頭の出荷能力の限界を感じていた民間事業者が公共埠頭の活用を検討し、県に相談を持ちかけたことから話は始まった。効率的に活用するためには、ナンバーを取得していない構内専用の大型車両が公道を通行する必要がある。さて、どう考えるか？最初は、港湾道路へのゲート設置による完全分離が検討された。しかし、交通量を考えると難しい。そこで、車両がナンバーを取得しては？という案が生まれた。しかし、分割不可能な単体物品輸送ならば運輸局の保安基準緩和により対応可能だが、分割可能な物品輸送である本件には適用できなかった。

そこで、特区提案の発想が生まれた。省庁との折衝では、当初、「安全上の基準から対応困難」「小ロットに分けることにより対応可能であり、緩和措置の必然性が認められない」とされたが、折衝を重ねた結果、貨物の流通の効率化を図るという観点から、一定の条件の下、提案が認められた。現行制度で対応可能でも経済的に非効率である、という地域の実情が、最終的に規制緩和への鍵となったのである。

特区計画も無事認定を受けたが、「認定はゴールではなかった」と話す関係者の声からは、その後の苦労がうかがわれる。実現に向けクリアすべき課題が残されていたのである。一つ目は、通行する道路の他の交通との分離、遮断が確実に行われることであった。そのため、保安員の配置や経路等、限りなく本番に近い状況で



デモンストレーションを行い、問題を見つけては再試行を繰り返した。二つ目は、道路を適切に管理するための措置の確実な実施であった。そこで、道路構造を調査し、車両の重量に耐え得るよう道路を改良し、県と事業者で維持管理協定書を締結した。

本例は、地域ニーズが特区を実現した典型的な事例である。「必要は発明の母」ということわざがあるが、地域ニーズという「必要」に対し、地方公共団体、運輸局、警察等多くの関係機関が協力し、公共埠頭の潜在的活用ニーズの発掘である、物流効率化特区という「発明」を生み出した。

活用できる特定事業一覧

※ 詳細はホームページをご覧ください。(P26参照)

関係省庁名	特定事業(特定事業番号)
警察庁	1. 特殊海岸地域交通安全対策事業(101) 道路交通法による交通規制が行われていない砂浜等でも、地方公共団体と警察とが連携して、一般道路のように自動車走行ができるような交通規制を可能とする。
	2. 公共交通利用促進事業(104) 地域住民やバス・タクシー事業者等の意見を基に、地方公共団体と警察とが連携して、公共交通機関等の利用促進のための交通規制を可能とする。
人事院	3. 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業(201) 国家公務員である研究職員が技術移転事業者(産学連携の一環として技術を移転する場合の技術移転先の事業者)の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。
	4. 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業(202) 国家公務員である研究職員が研究成果活用企業(産学連携の一環として研究成果を活用する企業)の役員の業務に勤務時間内に従事することを可能とする。
	5. 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業(203) 国家公務員である研究職員が株式会社等の監査役の職務に勤務時間内に従事することを可能とする。
総務省	6. 地方公務員に係る臨時的任用事業(409) 通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。
	7. 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業(411) 劇場等について、誘導灯及び誘導標識を設置しなくても良いものとする。
	8. 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業(412) 条例による事務処理の特例により都道府県の事務権限が市町村へ移譲された場合、国との協議等は都道府県を経由しなくても良いものとする。
法務省	9. 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504) 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、外国人の入国・在留諸申請を優先的に処理することを可能とする。
	10. 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業(505) 「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」などにおいて、我が国への貢献がある外国人について、永住許可要件となっている在留実績を3年に短縮する。
	11. 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業(506) 外国人研修生を中小企業等が受け入れる場合には、6人まで受け入れることを可能とする。

関係省庁名	特定事業(特定事業番号)
法務省	12. 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業(510)
	<p>刑務所における施設の警備や職業訓練の業務の一部を民間事業者に委託することを可能とする。</p>
	13. 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業(511・929)
<p>刑務所内の病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託することを可能とする。また、地域住民が刑務所内の病院等を利用することを可能とする。</p>	
14. 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)	
<p>外国企業の職員が支店等の開設準備をする場合、「企業内転勤」の在留資格を受けることを可能とする。</p>	
財務省	15. 特定農業者による濁酒の製造事業(707)
	<p>農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、最低製造数量基準を適用しないこととする。</p>
文部科学省	16. 構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)
	<p>学習指導要領等によらず、実験的に教育課程を編成・実施することを可能とする。</p>
	17. 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業(811)
	<p>大学の設置等に当たって、校地面積基準(収容定員上の学生一人あたり10㎡)の引き下げを可能とする。</p>
	18. 学校設置会社による学校設置事業(816)
	<p>株式会社が学校を設置することを可能とする。</p>
	19. 学校設置非営利法人による学校設置事業(817)
	<p>不登校児童生徒やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人が学校を設置することを可能とする。</p>
	20. 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業(819)
	<p>「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」の適用を受けている学校において、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期に給与することを可能とする。</p>
21. 公私協力学校設置事業(822)	
<p>地方公共団体が民間と協力して高等学校又は幼稚園を設立する場合、所轄庁による資産要件の審査を不要とする。</p>	
22. 高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業(824)	
<p>高校生が外国の高等学校で得た単位を、36単位まで国内の高等学校等における修得単位として認めることを可能とする。</p>	

関係省 庁名	特定事業(特定事業番号)
文 部 科 学 省	23. 学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業(825)
	「学校設置非営利法人による学校設置事業(817)」の適用を受けている学校において、1人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることを可能とする。
	24. 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業(826)
	不登校状態になった高等学校全日制課程の生徒に対し、IT等を活用した学習を行うことにより、20単位を上限に卒業に必要な単位として認めることを可能とする。
	25. 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業(828)
	運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
	26. 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業(829)
	大学の設置に当たって、学生が休息などに利用するための空地を校地に設けないことを可能とする。
	27. 市町村教育委員会による特別免許状授与事業(830)
	市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
厚 生 労 働 省	28. インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(832)
	インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等の校舎等施設基準によらないことを可能とする。
	29. 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業(833)
	専修学校又は各種学校の設置等に当たって、校地・校舎等の自己所有要件を求めないことを可能とする。
30. 地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業(834)	
教育委員会が行うこととされている学校施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。	
31. 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業(901)	
相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができる。	
32. 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業(907-1)	
特別養護老人ホームの整備が不足している地域において、PFI法に基づいて選定された事業者(法人)が特別養護老人ホームを経営することを可能とする。	
33. 病院等開設会社による病院等開設事業(910)	
株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	

関係省庁名	特定事業(特定事業番号)
厚生労働省	34. ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業(911-1)
	<p>ボイラー及び第一種圧力容器について、安全性が確保された場合、これらの開放検査の周期の延長を可能とする。</p>
	35. ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業(911-2)
	<p>ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。</p>
	36. 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)
	<p>公立保育所の給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。</p>
	37. 市町村による狂犬病予防員任命事業(927)
	<p>知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務を行うことができる。</p>
	38. 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業(933)
<p>2階建ての特別養護老人ホーム等について、地方公共団体が必要な安全性を有すると認めた場合、準耐火建築物とすることができる。</p>	
39. 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業(934)	
<p>近隣において障害者デイサービス事業及び児童デイサービス事業を利用することが困難な障害者及び障害児が、介護保険法の規定に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。</p>	
農林水産省	40. 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業(1003)
	<p>学校施設の整備に際してやむを得ず保安林を解除する場合には一定の森林を残す必要があるが、その割合を3割以上で足りるものとする。</p>
	41. 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業(1004)
	<p>地域活性化を図るための事業に際して隣接する保安林の解除を要する場合、「他に適地を求めることができない」等の解除要件を適用しない。</p>
	42. 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業(1008)
<p>青少年に無償で配布する昆虫(カブトムシ)を飼育するために家畜排せつ物の野積みを可能とする。</p>	
43. 自然エネルギー発電事業(1009)	
<p>自然エネルギー発電をするために国有林野を使用する場合、5ヘクタールを超えた有償の貸付け等を可能とする。</p>	
44. 地方競馬における小規模場外設備設置事業(1010)	
<p>小規模な場外馬券発売所の設置審査について、都道府県知事が確認することにより審査を簡素化する。</p>	

関係省 庁名	特定事業(特定事業番号)
経済産業省	45. 再生資源を利用したアルコール製造事業(1101)
	<p>地域の産業活動における使用済物品や廃材などを原料としてアルコールを製造する事業を行う場合に、特例措置として、アルコール事業法による流通管理を行わないことを可能とする。</p>
	46. 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業(1105)
	<p>小規模ガスタービン発電設備を導入する場合に、安全性が確保される場合、当該発電設備を規制の少ない一般用電気工作物として扱うことを可能とする。</p>
	47. 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業(1108)
	<p>水素ガススタンドやDMEガススタンドを設置する際に、現行規制で必要とされている保安統括者等の選任を不要とする。</p>
	48. 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業(1109)
	<p>燃料電池自動車やDME自動車の燃料装置用容器の再検査を行う際に、取り外すことなく検査することを可能とする。</p>
	49. 小規模場外車券発売施設設置事業(1121)
	<p>小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。</p>
	50. 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業(1123)
	<p>研究開発のための海水温度差発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審を不要とする。</p>
	51. 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業(1124)
	<p>海水温度差等を利用する小型バイナリー発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく定期事業者検査の実施時期の延長を可能とする。</p>
	52. 特定施設における保安検査期間変更事業(1125(1114))
<p>現行の規定によって担保されるレベルと同等の安全性が確保される場合、原則年1回とされている高圧ガス製造事業に係る特定施設の保安検査の周期を延長できる。</p>	
53. 液化ガスの容器における充てん率変更事業(1129-1(1112))	
<p>高圧ガス容器について安全性が確保される場合、高圧ガスの容器の充てん率を変更することを可能とする。</p>	
54. オートレース小規模場外車券販売施設設置事業(1130)	
<p>小規模な場外車券発売施設設置要件について、地方公共団体が確認することにより審査を簡素化する。</p>	
55. 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業(1131(1143、1145))	
<p>一定の要件を満たした講座の修了者については、初級システムアドミニストレータ試験のうち午前試験の科目を免除する。</p>	

関係省庁名	特定事業(特定事業番号)
経済産業省	56. 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業(1132(1144、1146))
	<p>一定の要件を満たした講座の修了者については、基本情報技術者試験のうち午前試験の科目を免除する。</p>
経済産業省	57. 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業(1142)
	<p>研究開発のための温泉の熱を利用した発電設備について、安全性が確保される場合、電気事業法に基づく工事計画の届出や安全管理審査の受審を不要とする。</p>
国土交通省	58. 重量物輸送効率化事業(1205(1214))
	<p>軸重が車両制限令に定める一般的制限値を超えない車両について、一定の要件を満たす場合には、許可を受けて走行することを可能とする。</p>
	59. 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業(1210)
	<p>市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、通行できる橋が少ない等により利便性が劣っている場合、公的主体以外の者による橋の設置を目的とする河川敷地の占用を認める。</p>
	60. 地域特性に応じた道路標識設置事業(1218)
環境省	<p>案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。</p>
	61. 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業(1219)
	<p>港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。</p>
	62. 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業(1303)
	<p>有害鳥獣の捕獲に際して、従事者の中に網・わな猟免許を所持していない者を含むことを可能とする。</p>
環境省	63. 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業(1304(1305))
	<p>特定の廃棄物について、再生利用認定制度(環境大臣の認定により、廃棄物処理・リサイクルに係る業や施設設置の許可を不要とする仕組み)の特例の対象とすることを可能とする。</p>
	64. 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業(1306)
	<p>溶融スラグについて、生活環境の保全に反するものではないことが確認できた場合、埋立処分を可能とする。</p>
	65. 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業(1308)
環境省	<p>人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物(廃酸など)の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。</p>
	66. 一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業(1309)
環境省	<p>一般廃棄物である溶融固化物については、市町村が自ら発注した公共建設工事において利用される場合、地中空間の充てん利用を可能とする。</p>

特区における経済効果について

設備投資額 約5,300億円 増加

例) 再生利用認定制度対象廃棄物拡大(一部全国展開済) : 約3,000億円
石油コンビナート内レイアウト規制柔軟化(全国展開済) : 約660億円

年間売上額・取扱額 約5,200億円 増加

例) 税関執務時間外通関体制整備(全国展開済) : 約3,500億円
石油コンビナート内レイアウト規制柔軟化(全国展開済) : 約1,440億円

コスト削減額 約150億円 削減

例) 刑務所事務民間委託 : 約57億円
公有水面埋立地用途柔軟化(全国展開済) : 約51億円

就業者数 約14,000人 増加

例) 官民共同窓口による職業紹介(全国展開済) : 約6,800人
NPOによる地域通貨発行(全国展開済) : 約3,000人

対象施設年間利用者数 約18,000人 利用

例) 株式会社立学校 : 約6,000人
幼稚園児・保育所児合同活動(全国展開済) : 約4,200人

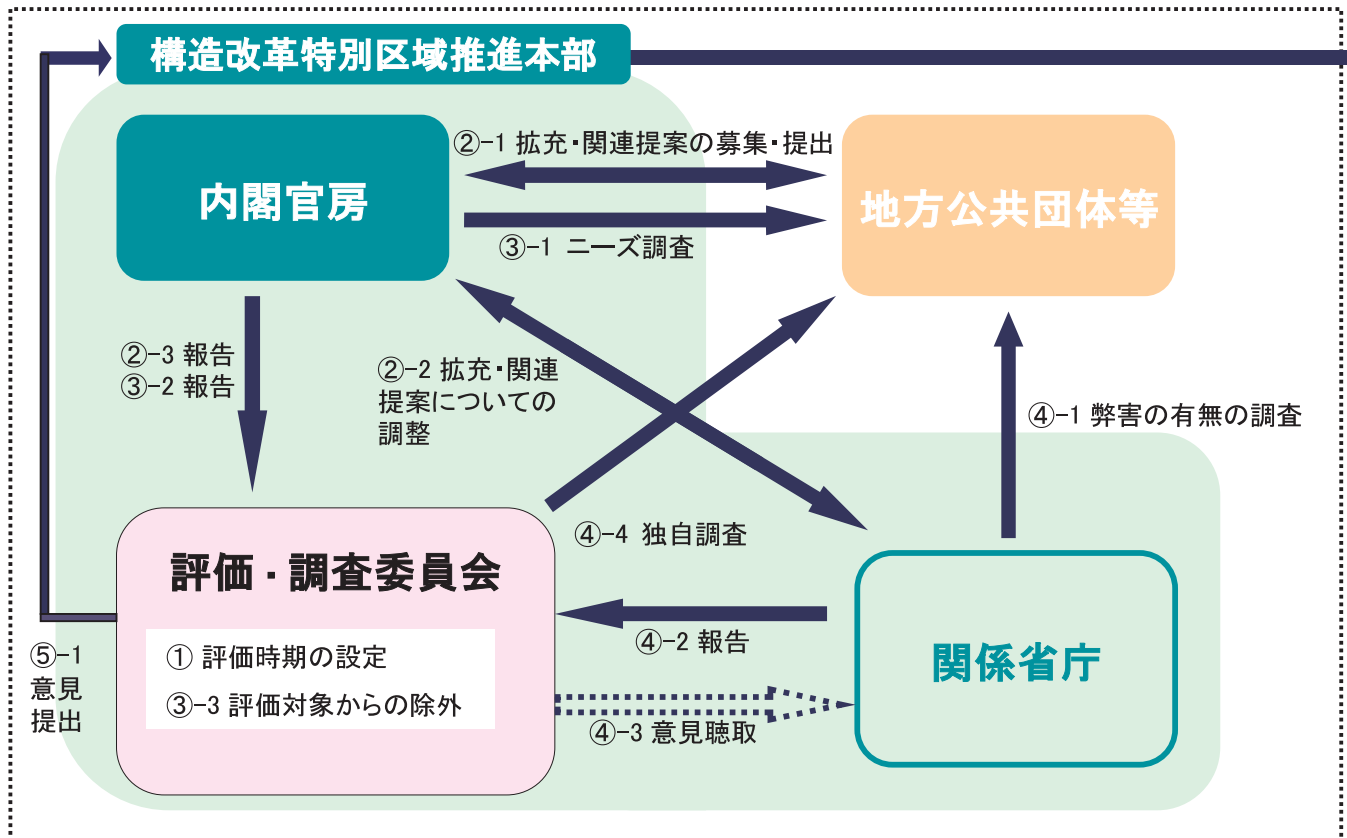
年間交流人数 約150万人 増加

例) 濁酒製造免許要件の緩和 : 約150万人

平成18年3月に、全ての特区(平成17年11月までに認定された709件、適用される特例が全国展開済のものも含む。)の地方公共団体に対し、経済効果を含む特区計画の達成状況について調査を実施しました。

IV 特例措置の評価について

特例措置の実施状況について構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において評価を行い、特段の問題がないものは、原則として全国展開します。
一方、地域性が強い特例措置については、特区において当分の間継続させます。



① 特例措置ごとに評価時期を設定します。

②-1～②-3 内閣官房は、評価時期の到来した特例措置について、特例措置の要件等が過剰になっていないか等の観点からの提案(拡充提案)、及び関連する規制が妨げになっていないか等の観点からの提案(関連提案)を募集します。提出された提案については、関係省庁と調整を行い、その結果を評価・調査委員会に報告します。

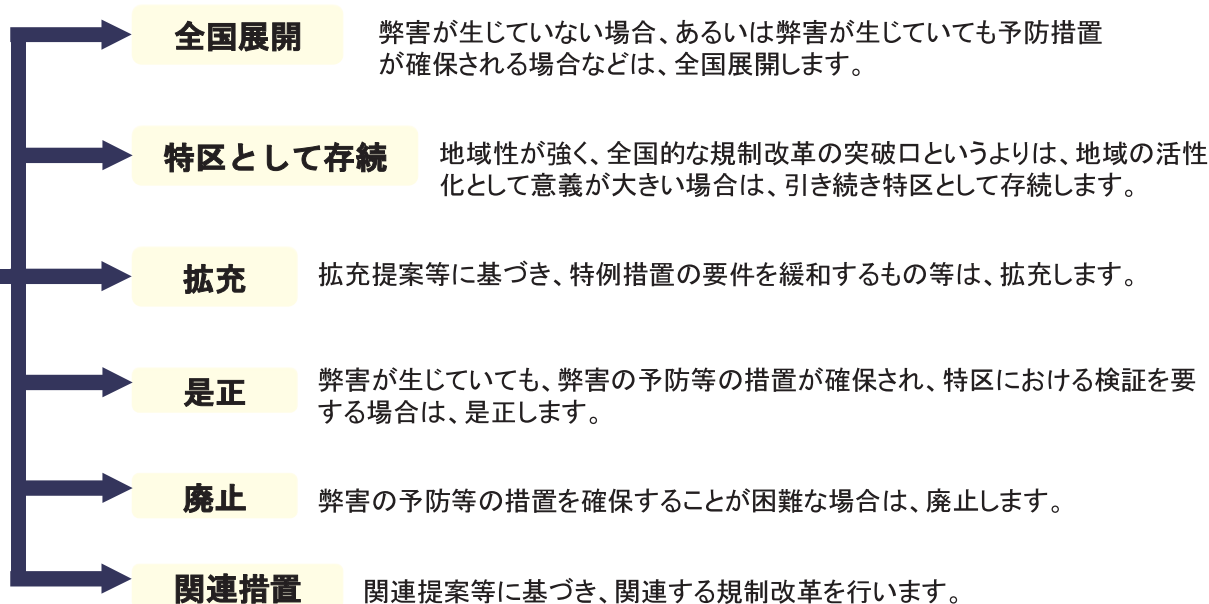
③-1～③-3 内閣官房は、評価時期の到来した特例措置のうち、実施が少ない特例措置についてニーズ調査を行い、その結果を評価・調査委員会に報告します。評価・調査委員会は、実施の増加が見込まれず、かつ、拡充提案がない特例措置については、評価対象から除外できます。

④-1～④-4 関係省庁は、評価時期が到来した規制の特例措置について、その適用状況に関する調査を行い、弊害の発生の有無等を評価・調査委員会に報告します(評価・調査委員会は必要に応じて関係省庁から意見を聴取します)。評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い特例措置かどうか等について、独自に調査を行います。

⑤-1～⑤-2 評価・調査委員会は、②～④の結果を踏まえ、特例措置についての評価を行い、本部長(内閣総理大臣)に意見を提出します。構造改革特別区域推進本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応を決定します。

※このほか、本部長の諮問に応じ、未実現提案のうち経済的社会的に意義があるものについて調査審議します。(調査審議については、「II 規制改革の提案募集について(P5)」もご参照ください。)

⑤-2
対応
決定



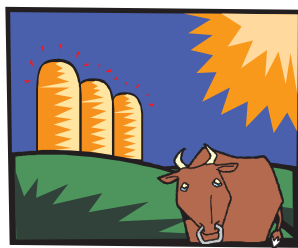
全国展開の事例紹介

農地リースによる株式会社等の農業参入

[平成17年9月全国展開]

特例措置が誕生して、農業生産法人以外の法人（株式会社等）が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようになりました。

その結果、延べ71の特区が誕生し、遊休農地が有効に活用され、異業種参入で地域に活気が生まれ、現在では全国どこでも特例措置と同じ内容の事ができるようになりました。



NPO等の有償ボランティア輸送におけるセダン型車両使用可能化

[平成18年10月全国展開]

特例措置が誕生して、福祉有償運送において、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般車両を使用できるようになりました。

その結果、延べ153の特区が誕生し、現在では全国どこでも特例措置と同じ内容の事ができるようになりました。



その他に・・・

- ・農家民宿における簡易な消防用設備等の容認(平成16年12月全国展開)
- ・中心市街地活性化のための大型店出店の手続き簡素化(平成18年8月全国展開)
- ・営利を目的としない法人による前払式証票発行(地域通貨の発行)における資本要件の廃止(平成19年3月全国展開)

120の特例措置が全国展開されました。(平成19年7月末日現在)

詳細はホームページの基本方針:別表2(P26参照)をご覧ください。

等

V 相談・質問など

1. 構造改革特区に関するお問い合わせについて

《お問い合わせ先》

内閣官房 構造改革特区推進室

内閣府 構造改革特区担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階

TEL:03-5521-6611 FAX:03-3500-0560

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>

2. 特区制度の活用のためにご利用いただけるもの

●メール相談窓口

ご不明な点等ございましたら、下記アドレスにアクセスし、送信してください。
担当者がお答えいたします。(P26参照)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/goiken.html>



●特区エキスパート

各都道府県には、特区制度の専門家がおりますので、お気軽にご相談ください。(P26参照)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

●キャラバン(制度説明会・個別相談会)

効果的な提案をしていただくため、提案募集の時期に合わせて、全国各地を訪問し、提案方法の説明や疑問を直接お聞きしています。



●特区出前コンサルタント

ご要望に応じて、構造改革特区制度の勉強会や提案の検討会などに担当者を派遣します。(P26参照)

電話・メールなどでお問い合わせください。

3. ホームページの見方について (注:画面上の日付等一部変更されている場合があります。)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html

構造改革特別区域推進本部

【お知らせ】

-
-

写 真

活用できる特定事業一覧
を見ることができます。
(P3、16～21参照)

- [根拠／構成員](#)
- [開催状況](#)
- [関連閣議決定](#)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(平成19年2月6日)

[[概要/要綱/本文/新旧対照条文](#)](PDF)
[構造改革特別区域基本方針の一部変更について](#)(平成19年4月27日)
 [[閣議決定後の構造改革特別区域基本方針](#) / [別表1](#) / [別表2](#)]

- [関連法令等](#)
- [構造改革特区の提案募集について\(第1次～第11次\)](#)
- [構造改革特区の認定申請について](#)
- [認定された構造改革特別区域計画について\(第1回～第13回\)](#)
- [認定された構造改革特別区域計画について\(随時変更\)](#)
- [評価・調査委員会について](#)
(旧評価委員会、構造改革特区に関する有識者会議についてもこちらをご覧ください)
- [資料集](#)
- [都道府県版特区制度について](#)
- [法令解釈事前確認制度](#)
- [苦情処理・相談窓口](#)
- [「特区出前コンサルタント派遣」について](#)
- [ご意見・ご質問の募集](#)
- [NPO等教育特区目安箱](#)

全国展開された特例措置を見ることができます。
(P24参照)

過去に提案されたものや関係省庁の回答を見ることができます。
(P3、6参照)

特区計画の認定申請の仕方を見ることができます。
(P10参照)

過去に認定された特区計画を見ることができます。
(P10～15参照)

特区出前コンサルタントの申し込み方法はこちらからどうぞ。
(P6、P25参照)

特区エキスパートについてはこちらからどうぞ。
(P6、P25参照)

ご意見・ご質問、メール相談窓口はこちらからどうぞ。
(P6、P25参照)

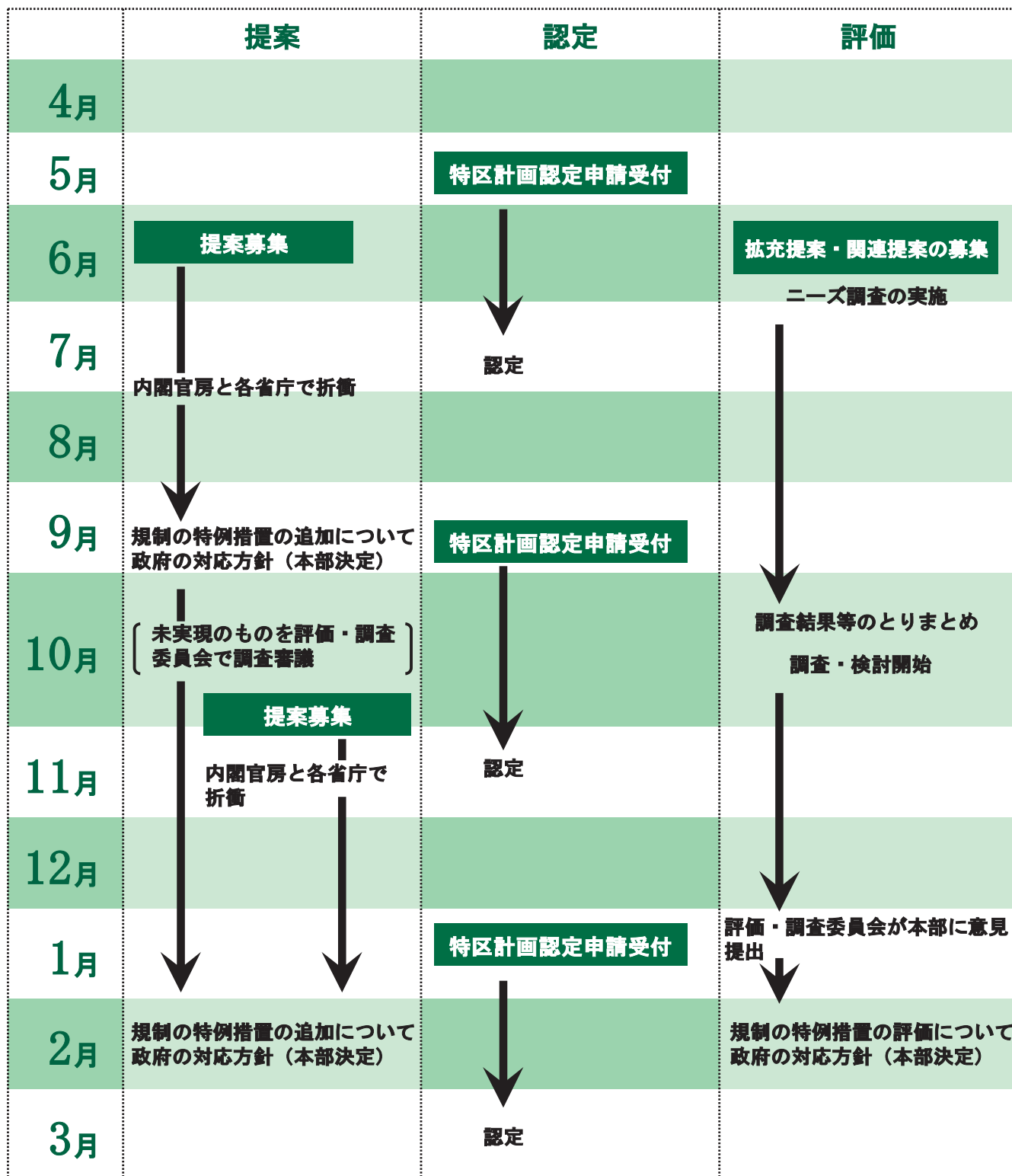
◆ 広く地域活性化についてお気軽にご相談いただける窓口を開設しています。

● 地域活性化総合相談窓口

- ① 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階
TEL:03-5521-6686 FAX:03-3500-0560 E-mail:i.chiiki2@cas.go.jp
 - ② 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39永田町合同庁舎3階
TEL:03-5510-2151 FAX:03-3591-0021 E-mail:toshisaisei@cas.go.jp
- ※上記のどちらでも、お電話・FAX・メールの他、直接ご来訪いただいても結構です。



構造改革特区スケジュール(予定)



(発行)

内閣官房 構造改革特区推進室
内閣府 構造改革特区担当室

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階

TEL:03-5521-6611 FAX:03-3500-0560

【平成19年8月版】

R100

古紙のリサイクル率100%再生紙を使用しています